

男鹿市告示第 8 2 号

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 5 月 2 3 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱（令和 3 年男鹿市告示第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(単位数及び算定要件) 第 2 条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。 (1) 第 1 号訪問事業の訪問介護相当サービス費	(単位数及び算定要件) 第 2 条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。 (1) 第 1 号訪問事業の訪問介護相当サービス費

改正後			改正前		
イ～ホ （略）			イ～ホ （略）		
へ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245 / 1,000加算	へ 介護職員処遇改善加算（１月につき）	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137 / 1,000加算
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224 / 1,000加算		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100 / 1,000加算
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182 / 1,000加算		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55 / 1,000加算
	(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145 / 1,000加算	ト 介護職員等特定処遇改善加算（１月につき）	(1) 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63 / 1,000加算
ト 介護職員処遇等改善加算（Ⅴ）（１月につき）	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221 / 1,000加算		(2) 介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42 / 1,000加算
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208 / 1,000加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(１月につき)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	所定単位数の 200 /			

改正後			改正前
	(3)	1,000加算	
	(4)介護職員等処遇改善加算（V） (4)	所定単位数 の 187 / 1,000加算	
	(5)介護職員等処遇改善加算（V） (5)	所定単位数 の 184 / 1,000加算	
	(6)介護職員等処遇改善加算（V） (6)	所定単位数 の 163 / 1,000加算	
	(7)介護職員等処遇改善加算（V） (7)	所定単位数 の 163 / 1,000加算	
	(8)介護職員等処遇改善加算（V） (8)	所定単位数 の 158 / 1,000加算	
	(9)介護職員等処遇改善加算（V） (9)	所定単位数 の 142 / 1,000加算	
	(10)介護職員等処遇改善加算（V）	所定単位数 の 139 /	

改正後			改正前		
	(10)	1,000加算			
	(11) 介護職員等処遇改善加算 (V)	所定単位数の 121 / 1,000加算			
	(12) 介護職員等処遇改善加算 (V)	所定単位数の 118 / 1,000加算			
	(13) 介護職員等処遇改善加算 (V)	所定単位数の 100 / 1,000加算			
	(14) 介護職員等処遇改善加算 (V)	所定単位数の 76 / 1,000加算			
注 1 及び注 2 (略) 注 3 <u>へ及びト</u> については、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計であり、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 注 4 <u>ト</u> については、令和 7 年 3 月 31 日まで算定可能である。			注 1 及び注 2 (略) 注 3 <u>へ、ト及びチ</u> については、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計であり、支給限度額管理の対象外の算定項目である。		
(2) 第 1 号訪問事業の訪問型サービス A 費			(2) 第 1 号訪問事業の訪問型サービス A 費		
イ～ハ (略)			イ～ハ (略)		

改正後			改正前		
ニ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245 / 1,000加算	ニ 介護職員処遇改善加算（１月につき）	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137 / 1,000加算
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224 / 1,000加算		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100 / 1,000加算
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182 / 1,000加算		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55 / 1,000加算
	(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145 / 1,000加算	ホ 介護職員等特定処遇改善加算（１月につき）	(1)介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63 / 1,000加算
ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１月につき）	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の 221 / 1,000加算		(2)介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42 / 1,000加算
	(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の 208 / 1,000加算	ヘ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(１月につき)	所定単位数の 24 / 1,000加算
	(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の 200 / 1,000加算			

改正後			改正前		
	(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (4)	所定単位数 の 187 / 1,000加算			
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (5)	所定単位数 の 184 / 1,000加算			
	(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (6)	所定単位数 の 163 / 1,000加算			
	(7)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (7)	所定単位数 の 163 / 1,000加算			
	(8)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (8)	所定単位数 の 158 / 1,000加算			
	(9)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (9)	所定単位数 の 142 / 1,000加算			
	(10)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (10)	所定単位数 の 139 / 1,000加算			

改正後			改正前		
	(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (11)	所定単位数 の 121 / 1,000加算			
	(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (12)	所定単位数 の 118 / 1,000加算			
	(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (13)	所定単位数 の 100 / 1,000加算			
	(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） (14)	所定単位数 の 76 / 1,000加算			
注 1 及び注 2 （略）			注 1 及び注 2 （略）		
注 3 <u>ニ及びホ</u> については、所定単位はイからハまでにより算定した単位数の合計であり、支給限度額管理の対象外の算定項目である。			注 3 <u>ニ、ホ及びへ</u> については、所定単位はイからハまでにより算定した単位数の合計であり、支給限度額管理の対象外の算定項目である。		
注 4 <u>ホ</u> については、令和 7 年 3 月 31 日まで算定可能である。					
(3) 第 1 号通所事業の通所介護相当サービス費			(3) 第 1 号通所事業の通所介護相当サービス費		
イ～ヲ （略）			イ～ヲ （略）		
ワ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 の 92 /	ワ 介護職員処遇改善加算（1 月につ	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 の 59 /

改正後			改正前		
(Ⅳ) (1月につき)		1,000加算	き)		1,000加算
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90 / 1,000加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43 / 1,000加算
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80 / 1,000加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23 / 1,000加算
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64 / 1,000加算	カ 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき)	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12 / 1,000加算
カ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81 / 1,000加算		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10 / 1,000加算
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76 / 1,000加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき)	所定単位数の 11 / 1,000加算
	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79 / 1,000加算			
	(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74 /			

改正後			改正前
		1,000加算	
	(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数 の 65 / 1,000加算	
	(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数 の 63 / 1,000加算	
	(7)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数 の 56 / 1,000加算	
	(8)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数 の 69 / 1,000加算	
	(9)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数 の 54 / 1,000加算	
	(10)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数 の 45 / 1,000加算	

改正後			改正前								
	(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数 の 53 / 1,000加算									
	(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数 の 43 / 1,000加算									
	(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数 の 44 / 1,000加算									
	(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数 の 33 / 1,000加算									
注 1（略） 注 2 <u>ワ及びカ</u>について、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の合計。 注 3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、サービス提供体制強化加算、<u>ワ及びカ</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 注 4 <u>カ</u>については、令和 7 年 3 月 31 日まで算定可能である。						注 1（略） 注 2 <u>ワ、カ及びヨ</u>について、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の合計。 注 3 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、サービス提供体制強化加算、<u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。					

改正後			改正前		
(4) 第1号通所事業の通所型サービスA費			(4) 第1号通所事業の通所型サービスA費		
イ及びロ (略)			イ及びロ (略)		
ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)(1月につき)	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92 / 1,000加算	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59 / 1,000加算
	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90 / 1,000加算		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43 / 1,000加算
	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80 / 1,000加算		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23 / 1,000加算
	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64 / 1,000加算	ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12 / 1,000加算
ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき)	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81 / 1,000加算		(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10 / 1,000加算
	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76 / 1,000加算	ホ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき)	
	(3)介護職員等処遇	所定単位数		所定単位数の 11 / 1,000加算	

改正後			改正前		
	改善加算（Ⅴ）(3)	の 79 / 1,000加算			
	(4)介護職員等処遇 改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数 の 74 / 1,000加算			
	(5)介護職員等処遇 改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数 の 65 / 1,000加算			
	(6)介護職員等処遇 改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数 の 63 / 1,000加算			
	(7)介護職員等処遇 改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数 の 56 / 1,000加算			
	(8)介護職員等処遇 改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数 の 69 / 1,000加算			
	(9)介護職員等処遇 改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数 の 54 / 1,000加算			
	(10)介護職員等処遇	所定単位数			

改正後			改正前
	改善加算（Ⅴ）(10)	の 45 / 1,000加算	
	(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数 の 53 / 1,000加算	
	(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数 の 43 / 1,000加算	
	(13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数 の 44 / 1,000加算	
	(14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数 の 33 / 1,000加算	
注 1 及び注 2 （略） 注 3 <u>ハ及びニ</u>について、所定単位はイ及びロにより算定した単位数の合計。 注 4 <u>ハ及びニ</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 <u>注 5 ニ</u>については、令和 7 年 3 月 31 日まで算定可能である。			注 1 及び注 2 （略） 注 3 <u>ハ、ニ及びホ</u>について、所定単位はイ及びロにより算定した単位数の合計。 注 4 <u>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。	

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。